



熊本県立盲学校

いじめ防止基本方針

令和7年（2025年）3月

改訂

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての幼児児童生徒に関する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、すべての幼児児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、幼児児童生徒等に対して、当該幼児児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該幼児児童生徒等と一定の人的関係にある他の幼児児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった幼児児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は部活動の幼児児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該幼児児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該幼児児童生徒の何らかの人的関係を示す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、幼児児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

〈具体的に想定されるいじめの態様〉

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、幼児児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

* なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

（1）いじめの防止

- 幼児児童生徒に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくり上げることが必要
- 学校の教育活動全体を通じ、すべての幼児児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、幼児児童生徒が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力を育てることが必要
- 教職員は幼児児童生徒と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていくことが必要

（2）いじめの早期発見

- いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、幼児児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが必要
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、幼児児童生徒がいじめを訴えやすい体制整備が必要
- 幼児児童生徒が気軽に相談できる、子ども会や生徒会を中心とした幼児児童生徒を主体とした委員会等を設置するなど、幼児児童生徒が互いにサポートし合う仕組みづくりが必要

（3）いじめへの対処

- いじめが認知された場合、学校は直ちにいじめを受けた幼児児童生徒やいじめを知らせてきた幼児児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる幼児児童生徒に対して適切に指導するなど、組織的な対応を行うことが必要
- 寄宿舎生活を送っている児童生徒が関係する事案については、保護者との情報共有を速やかに行うとともに、校長は事案の解決に向けて関係者と連携し、組織的かつ丁寧な対応を行う。
- 教職員は平素から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能にする体制の整備が必要
- すべての幼児児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要

（4）家庭や地域との連携について

- 社会全体で幼児児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要

- 学校評議員制度の活用や、「いじめアンケート」、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供するなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要
 - アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合、その結果を幼児児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し検証することが必要
 - より多くの大人が幼児児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要
- (5) 関係機関との連携について
- 平素から、学校や学校の設置者と警察や児童相談所等の関係機関の担当者の情報交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 構成員

いじめ防止対策委員会							
校長	教頭	事務長	学部主事	指導教諭	生徒指導主事	保健主事	寮務主任 寄宿舎主任

(2) 組織の役割

ア 未然防止

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

イ 早期発見・事案対処

- いじめの早期発見のため、相談・通報を受ける窓口

- いじめの疑いに関する情報や幼児児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う

- いじめに係る（疑いを含む）情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある幼児児童生徒への事実関係の調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う

- いじめの被害者に対する支援・加害者に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する

ウ 学校いじめ防止基本方針も基づく各種取組

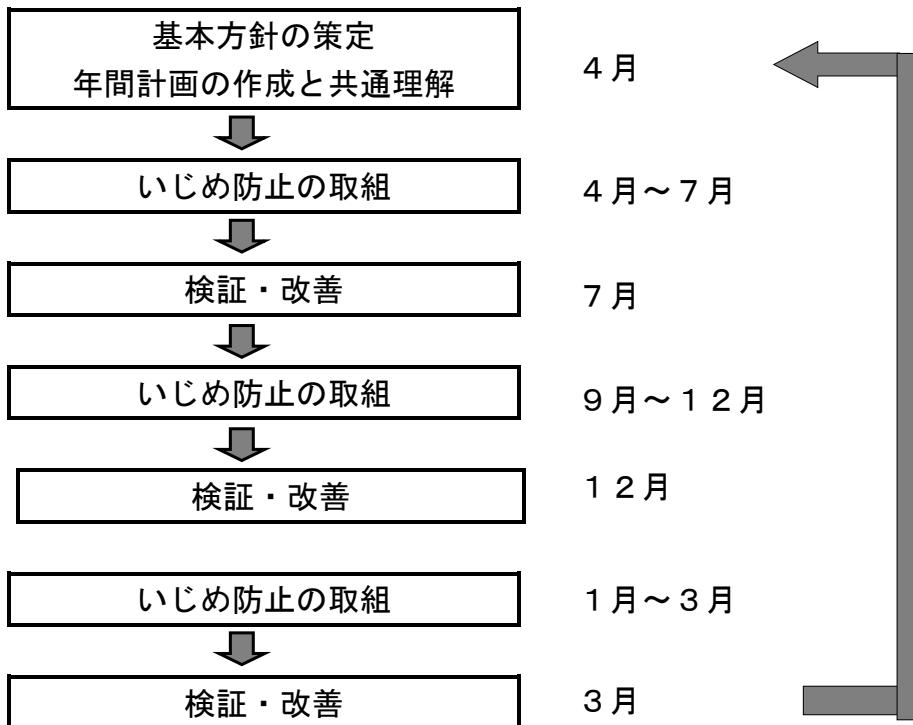
- 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う

- 年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修等を企画し、計画的に実施する

- 本校の実状に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う

5 年間計画

(1) 年間の取組について検証を行う時期



(2) 取組の評価、会議、校内研修等の実施時期

時 期	内 容	会議等
4～5月	○いじめ防止基本方針及び「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」の全職員への周知 * 年間の取組の確認	職員会議 学部会等
	○いじめ防止基本方針の児童生徒への周知	児童会、生徒会
	○いじめ防止基本方針の保護者への周知	P T A 役員会、総会
6月	○心のアンケート実施（第1回）	各学部
7月	○1学期の取組の検証	第1回いじめ防止対策委員会
9月～12月	○いじめ防止の取組 ○心のアンケート実施（第2回）	
12月	○2学期の取組の検証	第2回いじめ防止対策委員会
1月～3月	○いじめ防止の取組 ○心のアンケート実施（第3回）	
3月	○3学期の取組の検証と次年度への志向	第3回いじめ防止対策委員会

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

項目	取組の内容	対象	実施時期
○ 人権教育	・人権教育の全体計画に基づいた学校教育全体を通じた人権教育 ・人権教育の特設授業や人権教育の視点での見直し	全	通年
○ 道徳教育	・相手の気持を考えた取組の実践	全	6月、12月
	・生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重する態度を育てる	全	通年
	・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事に育てる（関係機関との連携）	全	通年
○ 集会活動	・学年や発達段階に応じた仲間づくり	幼小	通年月1回
	・人権尊重の態度や仲間づくり	中	通年週1回
	・人権尊重の高揚と社会参加に向けた仲間づくり	高	各学期 1回
○ 生徒会活動	・心のきずなを深める月間における仲間づくり	中 高（普）	通年
○ 情報安全・情報モラル教育	・情報発信による他者の誹謗中傷は、他者の人権を侵害するという視点に立った取組 ・「くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条」を活用した取組	中・高	通年
○ 寄宿舎教育	・寄宿舎の行事を通して、舍生間の関わりを深める取組	全 舍生	舍行事時
	・寄宿舎指導員による面談を通して、いじめ未然防止の取組	全 舍生	通年
○ 「心のきずなを深める月間」	・人権、仲間づくり、いじめ問題等について、授業や学部・学級活動、寄宿舎の活動を中心とした取組	全	6月
○ 「命を大切にする心」を育む指導プログラム	・一人一人が「生きる喜び」を実感し、自尊感情を育み、自他の命を大切にしようとする姿を目指し、各ライフステージに応じたユニットを構成し実践する取組	全	通年
○ 各教科等	・コミュニケーション能力の向上 ・幼児児童生徒個々のよさを認め合う、学級づくり ・相互理解の取組 ・「ストレス対処教育」への取組 ・教師の適切な言葉かけや対話を大切にした取組 ・カウンセリングマインドの視点に立った支援	全	通年

◇実施に当たっての留意事項（言語環境の整備と指導）

- 教職員一人一人の言動が幼児児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、幼児児童生徒の言葉の大切さを気づかせる指導の充実に努める。
- アクティブラーニングが重視される中、授業に関する発言と私語を区別することに注意を払い、不適切な発言等については、見逃さないよう努める。

（4）いじめの早期発見の取組と実施時期

取組の内容	実施時期
○ 「いじめアンケート」、「心のアンケート」調査	6・11・2月
○ 家庭用チェックリストの実施	8・12・3月
○ 担任との個別面談及び3者面談	学期1回
○ 教育相談	通年
○ 家庭訪問	家庭訪問時
○ 校内研修	年1回
○ 幼児児童生徒の送迎時の保護者との懇談・連絡帳	通年

6 いじめに対する措置

☆ いじめ問題対応マニュアル（いじめ対策）より

1 「いじめ」の発見・連絡・通報等

- いじめられている本人から ○教師の気付き、発見から
- 他の児童生徒から ○保護者等からの報告・連絡から

2 初期対応（発見者・担任・学部主事等）

- 訴えてきた児童生徒の主張を第一に尊重し、すべて受け止め、迅速に対応する
- いじめた側の児童生徒の考え方や行為を正確に把握する
- 周囲の者から客観的な情報を収集し、事実の正確な把握を行う
- 情報集約担当者（学部主事、寄宿舎主任、生徒指導主事）
- 報告（学部主事・寄宿舎主任 — 生徒指導主事 — 教頭 — 校長）

関係諸機関への連絡

- 必要に応じて連絡し、迅速に対応する

3 いじめ防止対策委員会

- ・ 校長 教頭 事務長 指導教諭 学部主事
生徒指導主事 保健主事 他関係職員、外部専門家等
- 情報、事実の正確な把握と確認
- 情報や現状認識の共有化
- 対応についての検討（必要に応じて学部会等の開催）
- 「いじめ」の背景にあるものの本質を理解

学部会

- 情報・状況の共有化を図る

4 臨時職員会議

- 情報交換を行い、対応を報告・協議
- 「いじめ」の共通理解を図り、学校全体で統一された対応（指導）

校長・教頭

- 体制の確立
- 保護者・地域等への対応

5 具体的な対応

- ◇ 幼児児童生徒（被害者）に対して
○心の支えになれるることを第一に考え、児童生徒の心に寄り添う指導や支援を行う（家庭訪問にて情報提供）
- ◇ 幼児児童生徒（加害者）に対して
○児童生徒の理由や言い分をしっかりと聞く、またいかなる場合でも「いじめ」は許されないことを理解させる（家庭訪問にて情報提供）
- ◇ その他の児童生徒に対して
○傍観することは、「いじめ」を認め、助長することだと指導し、理解させる

6 学校全体の問題として「いじめ」根絶をめざす

- 「いじめ」を許さない児童生徒の育成と雰囲気づくり
- 「いじめ」に対する継続的な指導の徹底

7 教育委員会への報告（最終）

7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

（ア） いじめに係る行為が止んでいること

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「いじめ防止対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

（イ） 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- a いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- b 特に、寄宿舎生活を送っている児童生徒に対しては、当該保護者との情報共有や面談等を怠ることなく、いじめの解消の判断をより丁寧に行う。

8 重大事態への対応

（1）重大事態の意味

- 一 いじめにより在籍する幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
 - ★ 「生命、心身又は財産に重大な被害」の判断
 - 幼児児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な負傷を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合等
- 二 いじめにより在籍する幼児児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 - ★ 「相当の期間」とは
 - 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。但し、幼児児童生徒が一定期間連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず学校の判断により迅速に調査する

(2) 重大事態への対応

- ① 県教育委員会を通じて知事への報告
- ② 調査組織を設置し調査を開始
 - ・調査組織による調査の前に、学校による初期調査を行う
 - ・調査組織は過半数を外部専門家等とし、委員長は外部専門家とするなど、公平性・中立性の確保に留意する
 - ・被害者やその家族の心情に配慮するため、第三者による連絡調整や各種支援が円滑に行われるよう必要な措置を講じる
 - ・いじめを受けた疑いのある幼児児童生徒本人からの聞き取りが可能な場合は、本人から十分な聞き取りを行う
 - ・在籍幼児児童生徒や教職員等からのアンケートやヒヤリングを行うなどの適切な方法をとる
 - ・特定の情報や資料に偏った収集でなく、客観的・総合的な分析評価を行う
 - ・保護者や幼児児童生徒本人等の関係者に対し、調査の進捗状況及び調査結果の説明を行う
- ③ 調査結果の提供及び報告
 - ・いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する
 - ・調査結果については、県教育委員会を通じて知事に報告する

(3) その他

重大事態の中でも、特に幼児児童生徒の生命に係る事案の場合は、本校で策定した「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に従い、迅速に対応する